

高崎市、群馬郡倉淵村、同郡群馬町及び多野郡新町の廃置分合に伴う地域審議会  
の設置等に関する協議

(趣旨)

第 1 条 この協議は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、地域審議会（以下「審議会」という。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 次の表の左欄に掲げる区域に、同表右欄に掲げる審議会を置く。

区 域	名 称
合併前の群馬郡倉淵村の区域	高崎市倉淵地域審議会
合併前の群馬郡群馬町の区域	高崎市群馬地域審議会
合併前の多野郡新町の区域	高崎市新町地域審議会

(設置期間)

第 3 条 審議会は、合併の日から平成 28 年 3 月 31 日まで置くものとする。

(所掌事務)

第 4 条 審議会は、それぞれその置かれる区域（以下「対象区域」という。）に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
- (4) 新市総合計画の策定及び変更に関する事項
- (5) 公共施設の設置及び廃止に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、対象区域に置かれる支所の所管する事務及び事業に関する事項並びに対象区域に係る必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 5 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、対象区域に住所を有する者であって、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 対象区域に住所を有しなくなった委員は、第1項本文の規定にかかわらず、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるとき、会長は会議を招集しなければならない。

2 会議は、毎年度開催するものとする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会長は、審議上必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議の議決を要する議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会議は、公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、対象区域に置く支所において処理する。

(雑則)

第10条 この協議に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

## 高崎市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成15年3月14日  
高崎市告示第70号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高崎市情報公開条例(平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。)第30条に規定する審議会等(以下「審議会等」という。)の会議の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(公開・非公開の決定方法)

第2条 審議会等の長は、会議が条例第30条各号に掲げるものに該当するおそれがあると認めるときは、審議会等の事務局(以下「事務局」という。)から意見を聴取し、事前に会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合において、審議会等の長は、会議開催時において非公開の決定について会議に報告し、承認を得るものとする。

2 審議会等の長は、会議の開催時又は会議の進捗途中において、条例第30条各号に掲げるものに該当するおそれが生じたとき、又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合において、公開・非公開の審議は、審議会等の長の判断により非公開で行うことができる。

(会議開催の事前公表)

第3条 公開で行う会議は、その開催について、事前に公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要するときは、この限りでない。

2 公表する会議の内容は、会議名、議題、日時、場所、傍聴の定員その他必要な事項とする。

(会議の傍聴)

第4条 公開で行う会議は、何人も会議を傍聴することができる。

2 審議会等の長は、事務局の意見を聴き、事前に傍聴者の定員を決定するものとする。

(先着順による傍聴)

第5条 傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、先着順により難しいときは、抽選によることができる。

(傍聴者の遵守事項等)

第6条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴者による録音、ビデオ等の撮影は禁止する。ただし、写真撮影は、審議会等の長の許可を得て行うことができる。

3 審議会等の長は、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは傍聴者に退

席を命じることができる。

(会議録の作成及び確認)

第7条 審議会等の長は、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、所定の事項を記載してとりまとめ、審議会等の長が指名する者の確認を得るものとする。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。